

防衛大学校
2025年度前期講義[航空宇宙法]

第2回 国際航空法の基礎

2025年4月23日(水)

高屋友里

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関 (ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

1. 航空法とは

① 用語の整理

➤ 「航空法」とは？

Q: 航空とは？
A: 空気の反動 (the reactions of the air) により
空中を浮揚すること

参照元: シカゴ条約の航空機の定義より.

Q: 公布とは？
A: 法律を一般に周知させる目的で
国民が知ることのできる状態にすること
法律が現実に発効には「公布」が必要
(航空法は吉田茂首相の時に昭和天皇が公布した)

参照元: 池内宏『航空法入門』成山堂書店(2017年)ii頁.

国内の航空法の場合 → 狭義: 国会で承認された日本国の法律
「題名 + その年に公布された順につけられる法律番号」

航空法(昭和27年7月15日法律第231号)

航空危険法(昭和49年6月19日法律第87号)

広義: 国内の航空に関するすべての法令
(航空業務法や航空行政法と呼ぶことがある)

国際航空法の場合 → 航空活動について国家間により締結される条約(協定・取極・合意など)
国際民間航空条約(1944年シカゴ条約)
国際航空運送条約(1999年モントリオール条約など)

参照元: 池内宏『航空法～国際法と航空法令の解説～』(2訂版)成山堂書店(2021年)3頁.

1. 航空法とは

② 国内航空法

➤ 狭義の航空法令

① 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)

- 英語表記: Civil Aeronautics Act
- 本則・附則・別表から構成
- 平成27年9月に無人機に関して改正航空法が制定

② 航空法施行令(昭和27年9月16日政令第421号)

- 航空法に基づき内閣が制定した政令
(耐空証明の特例・国土交通大臣の許可を受けるべき航空保安施設の範囲など)

③ 航空法施行規則(昭和27年7月31日運輸省令第56号)

- 航空法を実施するために設けられた規則
(手続的事項・実施細目・適用方法・技術上の基準など)

➤ 広義の航空法令

空港(関連)法

ハイジャック防止法

航空事故等調査関連法

航空無線通信士に係る法令

航空運送法

➤ その他

航空整備に関する法令等

航空機の運航に関する通達

操縦技能証明試験に関する通達

航空会社に関する通達

1. 航空法とは

③ 国際航空法

➤ 定義

複数国家の領域にわたる航空によって生じる法律関係を規律する法

Q. 複数国家の領域とは？

A. 航空運送人の責任を規定するワルソー条約の場合：

- ① 運送の出発地および到着地が異なる2つの当事国
- ② 運送の出発地および到着地が同一の当事国であるが予定寄港地が他の国にある

A. 一般論：

航空機の運航または運送が通過する2カ国以上の領空

Q. 航空によって生じる法律関係とは？

A. 航空機およびその運航、利用並びに伴って生じる諸関係を規律する法規範のすべて

1. 航空法とは

③ 国際航空法

➤ 日本の航空法令が**準拠**する国際法 (*国際義務を履行するため)

1944年 **国際民間航空条約(シカゴ条約)**

(昭和28年10月8日条約第21号)

- 英語表記: Convention on International Civil Aviation
- 日本の航空法に規定のないシカゴ条約附属書の規定の場合:

米国運輸省(DOT)の連邦航空局(FAA)の定めた

CFR^{※1} Title 14: Aeronautics and Space

(Federal Aviation Regulations: FAR)を参考に設定

- 欧州の場合:

1970年 欧州民間航空会議(European Civil Aviation Conference)を母体として合同航空局(JAA)^{※2}が設立される

JAAはJoint Aviation Requirements (JAR)を設定

2003年 欧州航空安全機関(European Aviation Safety Agency)が設立

2008年 EASAはJAAの機能を引き継ぎ、Basic Regulation (BR、Regulation (EC) No 216/2008)に基づき、安全規則を策定

1. 航空法とは

③ 国際航空法

➤ その他 国際民間航空機関(ICAO)において締結された主な条約 (※は日本が締結した条約)

- (1)「航空機に対する権利の国際的承認に関する条約」(ジュネーブ条約) 航空機に対する権利及び航空機の救難と保存に関する債権の優先的取り扱い等について定めている。
- (2)「外国航空機が地上の第三者に生ぜしめた損害に関する条約」(ローマ条約)
- (3)※「千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するための議定書」(ヘーグ議定書)
- (4)「契約運送人以外の者が行う航空運送についてのある規則の統一に関するワルソー条約を補足する条約」(グアダハラ条約)
- (5)※「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」(東京条約)
- (6)※「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」(ヘーグ条約)
- (7)「千九百五十五年九月二十八日にヘーグで作成された議定書により改正された千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書」(グアテマラ議定書)
- (8)※「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」(モントリオール条約)
- (9)「千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する第一追加議定書」(モントリオール第一追加議定書)
- (10)「千九百五十五年九月二十八日にヘーグで作成された議定書により改正された千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する第二追加議定書」(モントリオール第二追加議定書)
- (11)「千九百七十一年三月八日にグアテマラ市で作成された議定書及び千九百五十五年九月二十八日にヘーグで作成された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する第三追加議定書」(モントリオール第三追加議定書)
- (12)※「千九百五十五年九月二十八日にヘーグで作成された千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する第四追加議定書」(モントリオール条約第四追加議定書)
- (13)「外国航空機が地上の第三者に生ぜしめた損害に関する条約の改正議定書」(モントリオール議定書)
- (14)※「千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書」(空港不法暴力行為防止議定書)
- (15)※「可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約」(可塑性爆薬探知条約)
- (16)※「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(モントリオール条約)
- (17)「不法妨害の場合の航空機による第三者損害の補償に関する条約」
- (18)「航空機による第三者損害の補償に関する条約」
- (19)「国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約」(北京条約)
- (20)「航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書」(北京議定書)

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関(ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

2. 国内航空法と国際航空法の関係

➤ 法源 (Sources of Law)

成文法 (Written Law)

文書の形となった法 (制定法とも)

国内法の例: 憲法・法律・政令

国際法の例: 条約など

【国際航空法の成文法】

Treaty, Convention, Protocol,
Agreement, Exchange of Diplomatic
Notes, Memorandum of
Understanding, Agreed Minutes

不文法 (Unwritten Law)

国内法の例: 判例法・慣習法・条理

国際法の例: 慣習国際法

➤ 相互関係

憲法



条約



法律

政令

規則

(条例)

国の最高法規

「この条規に反する法律、命令、詔勅および国務に関する
その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」(98条1項)

国家間において締結される国際合意

国会の議決を経て制定される法

憲法に次いで強い効力を有する

※憲法98条2項「条約遵守主義」(条約が法律に優先する)

国会の議決によらないで国の行政機関によって制定される法令 (命令とも)

内閣の制定する命令 → 政令 (例: 航空法施行令)

所管大臣が定めた命令 → 省令 (例: 国土交通大臣が制定する航空法施行規則)

国会や内閣から独立した機関 (会計検査院・公正取引委員会・中央労働委員会) や
各省の外局・庁の長官が定める命令

地方公共団体の定める法令

参照元: 坂本昭雄 三好晋『新国際航空法』有信堂高文社 (1999年) 7-9頁.

池内宏『航空法～国際法と航空法令の解説～』(2訂版)成山堂 (2021年) 2-5頁.

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関(ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

3. 国際民間航空機関(ICAO)

設立: 1944年シカゴ条約第47条に基づき、1947年に設立された**国連**専門機関(2025年時点 **加盟国193カ国**)

本部: カナダ・モントリオール

目的: 国際民間航空の安全かつ秩序ある発展

→国際航空運送業務、ハイジャック対策のための条約、国際航空運送に関する国際標準、
勧告方式、ガイドラインの作成

組織:

総会

3年ごとに開催
シカゴ条約の改正審議を行う

理事会

36カ国で構成
3年ごとに総会で選出される36カ国で構成される執行機関
航空に関する情報の収集・審査・公表・シカゴ条約違反の勧告
国際標準および勧告方式の採択
シカゴ条約附属書の採択および改正審議

補佐機関: 航空委員会(下部に航空会議・部会会議・パネル)

諮問機関: 法律委員会、航空運送委員会、共同意地委員会
財政委員会、民間航空不法妨害委員会

事務局 **事務局長**・9地域事務所

国連加盟国196カ国
ITU 193カ国

3. 国際民間航空機関(ICAO)

English | Français | 中文 | ICAO Store

ICAO UNITING AVIATION
A UNITED NATIONS SPECIALIZED AGENCY

Search...

About ICAO | Global Priorities | Events | Information Resources | Careers | UnitingAviation | ICAO TV | Subscribe

ICAO / Secretariat / Legal Affairs and External Relations Bureau / Treaty Collection

Director
Aeronautical Agreements
eDocuments
International Registry
DGCA Directory
Meetings
Treaty Collection
Familiarization Course
Legal Seminars
2020 Gambia Seminar
2019 Legal Forum Singapore
2018 Korea Seminar
2017 Kenya Seminar
2016 Geneva Seminar
2015 Korea Seminar
Contact Us

Treaty Collection

- 2019 revised limits of liability under the Montreal Convention of 1999
English | Français | Español | Русский | العربية | 中文
- Recently adopted treaties
 - Montréal Protocol 2014
 - Final Act (pdf) (2014)
 - Beijing Convention
 - Beijing Convention 2010 (pdf)
 - Beijing Protocol 2010 (pdf)
 - Final Act (pdf)
- Current lists of parties to multilateral air law treaties
- Status of individual States with regard to multilateral air law treaties
- Composite Table (Status of treaties and status of States vis-à-vis treaties) (pdf)
- Chronological record of depositary actions by year (starting from 2001)
- Administrative packages to assist States in becoming parties to treaties
- Assembly Resolutions related to ratification matters (pdf)
English | Français | Español | Русский | العربية | 中文
- Current information and recommendations on ratification matters (pdf)
English | Français | Español | Русский | العربية | 中文
- Website of Aeronautical Agreements and Arrangements – WAGMAR
- Article 83 bis Repository

<https://www.icao.int/secretariat/legal/Pages/TreatyCollection.aspx>

① ICAO関連条約の情報を探すには

ICAO | WAGMAR WEBSITE OF AERONAUTICAL AGREEMENTS AND ARRANGEMENTS

Search Agreement | Search Aircraft | User Guide | LOGIN

Filters

Registration Number: [Registration Number]

OR

Organization: Nothing selected | State: Japan

Start Date: 0001/01/01 | End Date: 0001/01/01

Signed After: 0001/01/01 | Signed Before: 0001/01/01

Agreement 83 | Agreement 83 bis | Exclude Agreements no longer In Force

SEARCH | CLEAR

Reg.#	Agreement Type	Registering State	Other State/Entity Parties	Registration Date
940	Agreement 83	Denmark	Japan	26/06/1952
982	Agreement 83	Netherlands	Japan	07/04/1953
983	Agreement 83	Norway	Japan	10/04/1953

<https://dna.icao.int/WAGMAR/Search/InitAgreementSearchModel>

3. 国際民間航空機関(ICAO)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Foreign Affairs of Japan, specifically the page for the International Civil Aviation Organization (ICAO). The page is in Japanese and includes a navigation menu at the top with options like 'Home', 'About Us', 'Press & Publicity', 'Diplomacy', 'Countries & Regions', 'Overseas Travel & Stay', and 'Applications & Procedures'. The main content area is titled '国連外交' (United Nations Diplomacy) and '国際民間航空機関 (ICAO)'. It features a date '令和6年1月16日' (January 16, 2024) and a 'おすすめ情報' (Recommended Information) section with the ICAO logo. Below this, there is a section '国際民間航空機関 (ICAO) とは' (What is ICAO) which explains the organization's purpose and its role in international aviation. A list of 19 standards and recommended practices (SARPs) is provided, covering areas from flight crew licensing to air traffic management. Other sections include '加盟国数' (Number of Member States) and '日ICAO関係' (Japan-ICAO Relations).

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000755.html

② ICAO関連条約の情報を探すには

The screenshot shows the 'リサーチ・ナビ' (Research Navigator) page on the National Diet Library website. The page is in Japanese and provides information about the International Civil Aviation Organization (ICAO). It includes a search bar at the top with the text '思いついたキーワードを入れてください' (Please enter the keyword you thought of). The main content area is titled 'ICAO (国際民間航空機関) International Civil Aviation Organization' and includes a date '更新日: 2021年7月31日' (Last updated: July 31, 2021). The page lists various resources related to ICAO, such as '設立及び目的' (Establishment and Purpose), '組織構成' (Organizational Structure), and 'ICAOに関する一般的な情報' (General Information about ICAO). It also provides links to 'ICAOの主要な刊行物' (Major Publications of ICAO), including '条約及び附属書(Annex)' (Treaties and Annexes), '航空業務方式(PANS)と地域補足手続(SUPPS)' (Air Operations Procedures (PANS) and Regional Supplementary Procedures (SUPPS)), '総会記録' (General Assembly Records), '年次報告' (Annual Reports), '基本統計' (Basic Statistics), and 'ICAOコード・用語集' (ICAO Codes and Glossary). The page also features a sidebar with '政治・法律・行政' (Politics, Law, and Administration) and '分野別資料紹介' (Introduction of Materials by Field) sections, which list various resources and reports related to ICAO. The bottom of the page includes a 'RESEARCH NAVI' logo and the text 'National Diet Library'.

https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/icao.php#tr13aties

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関(ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

4. 航空機の定義

Q. スペースシャトルのような有人宇宙機は？
A. 米国のように連邦航空法の適用を否定する国もある

航空 → 空気の反動 (the reaction of the air) により空中を浮揚すること

航空機 → 大気中における支持力を、**地表面に対する空気の反作用以外の空気の反作用から**
得ることができる**一切の機器**

Definition – “aircraft”

“Any machine that can derive support in the atmosphere from the reactions of the air other than the reactions of the air against the earth’s surface”

(1944年シカゴ条約第7附属書)

- ※ 航空機の定義は、シカゴ条約本文およびその他の国際条約において明記されず。第7附属書の定義は、航空機に関するその他の国際条約においても準用される。しかし、各国の国内法における定義は、その法の目的により異なる。

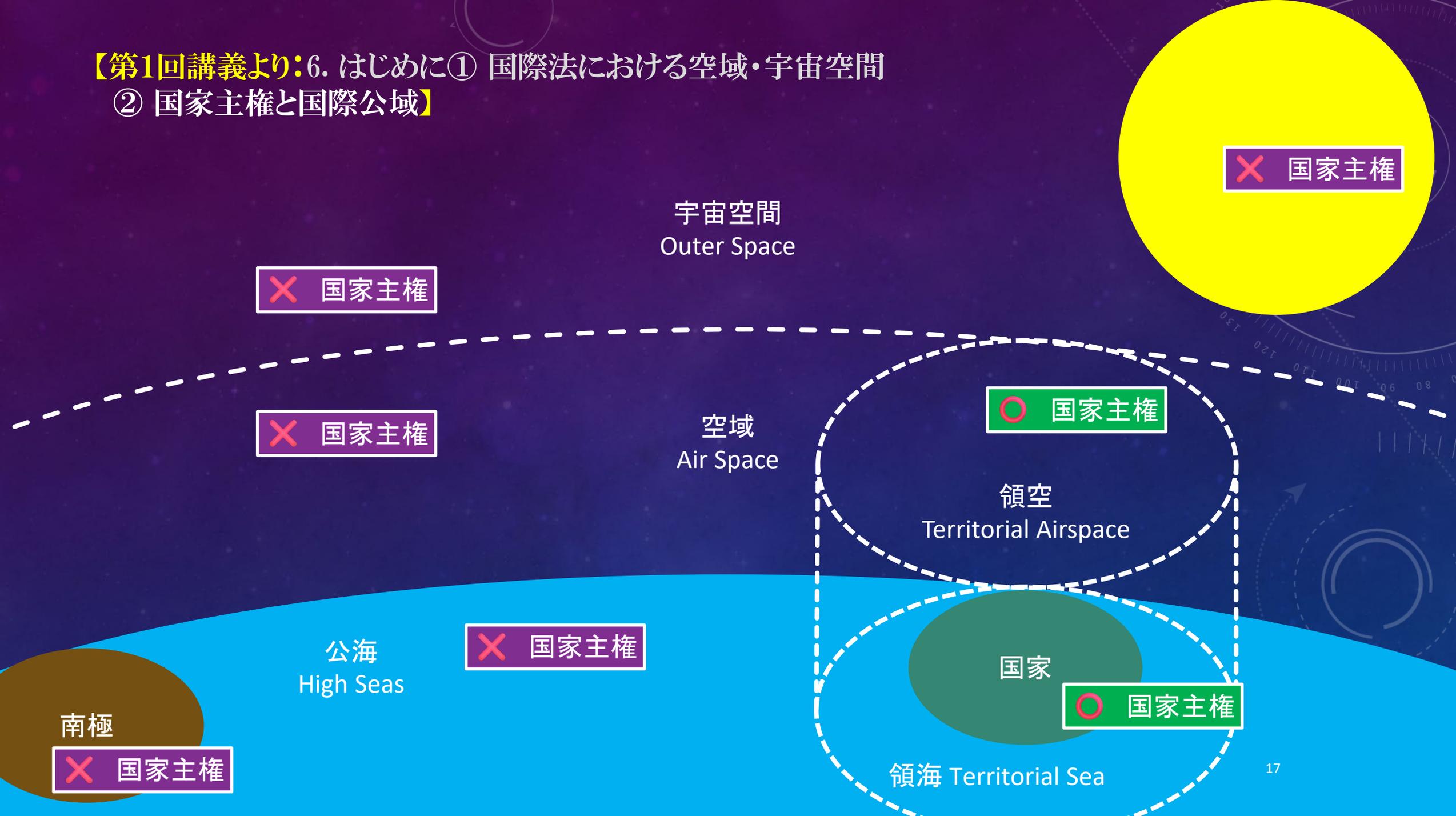
例：日本の航空法第2条1項

「人が乗って航空の用に供することができる**飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船**その他**政令で定める**航空の用に供することができる機器」

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関(ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

【第1回講義より:6. はじめに① 国際法における空域・宇宙空間
② 国家主権と国際公域】



✗ 国家主権

宇宙空間
Outer Space

✗ 国家主権

✗ 国家主権

空域
Air Space

○ 国家主権

領空
Territorial Airspace

✗ 国家主権

公海
High Seas

国家

○ 国家主権

領海
Territorial Sea

南極
✗ 国家主権

5. 空の法的地位

Q. 空域は、その下にある国家主権に服するのか？

第1次大戦後、パリ講和会議の専門委員会の1つである**航空委員会**は、分科会「**法律小委員会**」に対し空の自由か領空主権のどちらを原則とすべきか、研究課題を付託

当時の学説 → 「空の**主権**説」
→ 「空の**自由**説」

空は、その下の国の領有に属する
空は、その下の国の領有に属さない

1919年 **パリ**条約
1928年 **マドリッド**条約
1928年 **ハバナ**条約
1944年 **シカゴ**条約 第1条



領空主権の創設

「締約国は、各国がその領域上の空間において完全且つ排他的な主権を有することを承認する」

“The contracting States recognize that every State has complete and exclusive sovereignty over the airspace above its territory.”

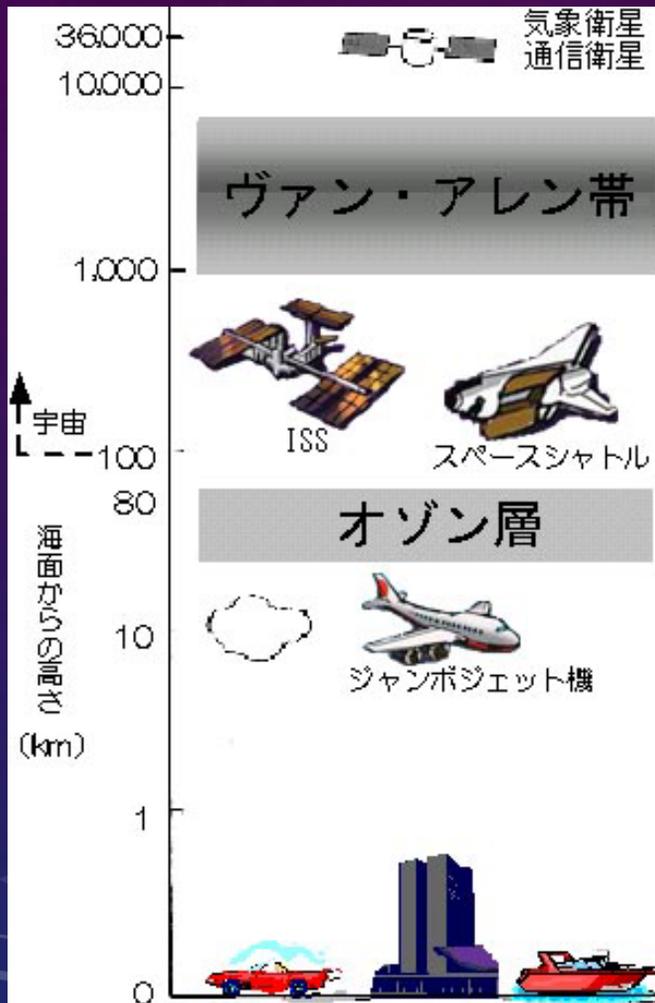
A. 服する。ただし、**領空主権**は、シカゴ条約で創設されたのではなく、第1次世界大戦後広く承認されてきた国際法の原則を、成文をもって宣言したに過ぎない

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関(ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

6. 領空主権の制限

① 垂直方向



Q. どこまでが領空？

大気圏はもともと気象学の一般的な区分
順に言えば、地表・対流圏・成層圏・電離層・外気圏・・

航空＝空気の反動により空中を浮揚すること
→空気がないところは領空ではない (シカゴ条約:空域 “airspace”)
→宇宙法においてはOuter Spaceに対してAir Spaceが使われる

1966年 国際法協会 (ILA) はヘルシンキ会議において次の決議案を採決
「領空主権は人工衛星の最低軌道までは及ばない」

縦の限界
(Lord. McNair)

- ① 航空機の達しうる高度をもって、その上限とする
- ② 空気の存在しなくなることをもって、その上限とする
- ③ 限界を画することを否定し、空気を上限とみなす
- ④ 人工衛星の飛行し得る最低高度をもって、その上限とする
- ⑤ 下位国の実効ある支配の限界をもって、その上限とする

シカゴ条約が国際民間航空を規律することを目的としているため、⑤?④?

6. 領空主権の制限

② 水平方向

Q. どこまでが領空？

Q. 海里とは？

A. 地球の360分の1が緯度1度、1度のさらに60分の1が緯度1分

= 南極・北極を通過して地球を一周した長さの(360×60=)21,600分の1の長さが1海里
メートルで表すと1,852メートル(1.852キロメートル)

メートルで表すと複雑な数値だが、海で用いる海図では海里が便利

なお、英語ではマイル(mile)が、陸上のマイルは約1.6mだが海上のマイルは1.852m
区別するため、シー・マイル(sea mile)やノーティカル・マイル(nautical mile)と表す

参照元：<https://www.mlit.go.jp/jmat/monoshiri/houki/houkinyumon/umichisiki.htm>

横の限界

シカゴ条約第2条

「この条約の適用上、国の領域とは、その国の主権、宗主権、保護または
委任統治の下にある陸地およびこれに隣接する領水をいう」

“territorial waters adjacent thereto”



内水(internal waters)： 港・湾・内海など領海基線の陸地側の水域
+

領海(territorial sea)： 基線の外側12海里(約22km)

6. 領空主権の制限

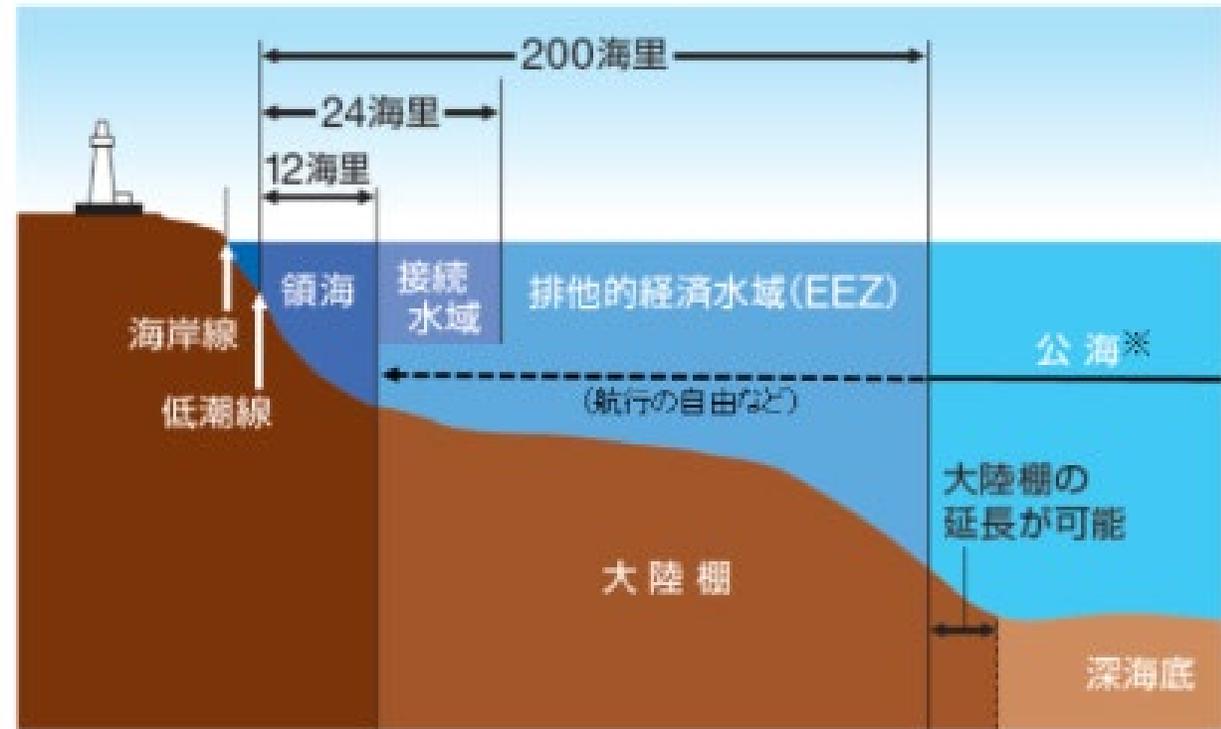
② 水平方向

Q. どこまでが領空？

領空主権が及ぶか否か

- 領土上の空域
- 近接する領水上の空域
- ✗ 排他的経済水域(約370km)上の空域
- ✗ 排他的経済水域上に設置された人工島や施設上の空域
- ✗ 大陸棚上の空域
- ✗ 大陸棚上に構築された人工島や施設上の空域
- ✗ 公海上の空域

◆ 領海・排他的経済水域等模式図



6. 領空主権の制限

③ 空の自由(空の運輸権)

領空主権の航空法上の効果:

「いかなる国の航空機であっても、主権国の個別的、または包括的な許可なしには、その国の領空を飛行することはできない」

しかし、その都度、個別的な許可を

他の国から得るのは不都合



継続的かつ安定的な運営のため以下が開催

1944年 国際民間航空会議 (於:シカゴ)

1946年 米英航空会議 (於:バミュータ)

シカゴ条約のほか、次の条約が提案

① 国際航空運送協定(5つの自由)

② 国際航空業務通過協定(第1, 2の自由)



②のみ130以上の国により批准

※2001年、WTOにより9つの自由へ拡張

5つの自由 (five freedoms)

第1の自由	他の当事国の領域を、 無着陸で横断飛行 する特権 「上空通過の自由」
第2の自由	運輸(traffic)以外の目的のため、他の当事国の領域に着陸する特権 「(給油や整備など)技術着陸の自由」
第3の自由	航空機の国籍のある国の領域で 積み込んだ 旅客、郵便物および貨物を、他の当事国の領域で 積み降ろす 特権
第4の自由	航空機の国籍のある国の領域に 向かう 旅客、郵便物および貨物を、他の当事国の領域で 積み込む 特権
第5の自由	第三国 の領域に 向かう 旅客、郵便物および貨物を、 他の当事国の領域で 積み込み 、または 第三国 の領域からの旅客、郵便物および貨物を、 他の当事国の領域で 積み降ろす 特権

参照元: 坂本昭雄 三好晋『新国際航空法』有信堂高文社(1999年) 25-26頁₃

池内宏『航空法～国際法と航空法令の解説～』(2訂版)成山堂(2021年)2-5, 35頁

6. 領空主権の制限

④ 空の自由



※第6-9の自由については自分で調べよう→

参照元: 坂本昭雄 三好晋『新国際航空法』有信堂高文社(1999年) 25-27頁.

目次

1. 航空法とは
2. 国内航空法と国際航空法の関係
3. 国際民間航空機関(ICAO)
4. 航空機の定義
5. 空の法的地位
6. 領域主権の制限
7. 領空の侵犯と防空識別圏

7. 領空侵犯と防空識別圏

① 領空侵犯

各国の完全かつ排他的な領空主権のため、下位国の許可なしに、その上空を飛行することはできない
シカゴ条約第3条(c) 民間航空、国の航空機は、下位国の許可なくして、その領空の飛行・領域内の着陸はできず



下位国の許可のない飛行・着陸



領空侵犯

(=主権侵害)

- しかし悪天候、計器の故障、操縦ミス、ハイジャックの場合もある
- 許可があったとしても、民間航空の目的と両立しない場合(航空機を使ったスパイ行為など)
→シカゴ条約違反(第4条)
- 国の**元首の旅行**ために民間航空機をチャーターした場合 → **民間航空**と見做される(=シカゴ条約が適用される)
- 民間航空機を**軍事輸送**の目的のために使用 → **国の航空機**と見做され、シカゴ条約の適用はなし(第3条(a,b))

Q. 領空侵犯した民間航空機に対する対応は？

7. 領空侵犯と防空識別圏

① 領空侵犯

Q. 領空侵犯は計器の故障？意図的？
自分で文献を調べてみよう

Q. 領空侵犯した民間航空機に対する対応は？

1983年9月1日 **大韓航空機撃墜事件**が発生

(ニューヨーク発ソウル行き大韓航空ボーイング747が米アラスカ州のアンカレッジ経由後、旧ソ連領空を侵犯。サハリ
ン沖で追跡していたスホイ15戦闘機にミサイルで撃墜される。犠牲者は269人、うち日本人は28人だった。)



事件前の規定：シカゴ条約第3条(d)「締約国は、[...]、民間航空機の航空の安全について妥当な考慮を払う」
第2付属書・付録A「要撃機は、民間航空機を要撃するいかなる場合においても、武器を使用しない」



1984年5月10日 モントリオールにおいてICAOが臨時総会を開催
シカゴ条約第3条の**追加改正議定書**が採択される



- (a) 民間航空機に対する武器使用の禁止と要撃の際の人命および航空機の安全の確保
- (b) 違反航空機に対する下位国の強制着陸の容認と要撃に関する国内規制の公表義務
- (c) 民間航空機が下位国の命令に服する義務、およびその義務を確保するための登録国などの厳格な規制指定義務
- (d) 故意による民間航空機の濫用を禁止する措置の義務化

Q. 日本の対応は？

A. 航空自衛隊は、戦闘機などを緊急発進(スクランブル)させ、その航空機に接近して状況を確認する。領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを行う。
(令和元年防衛白書より)



1998年10月1日、102カ国の批准をもって**シカゴ条約第3条の2**として発効 (※詳細は**第3回講義**にて)

7. 領空侵犯と防空識別圏

① 領空侵犯

Q. 領空侵犯した民間航空機に対する対応は？

シカゴ条約第3条の2

民間機に対する武器の使用を禁止

「要撃(interception)の場合には、航空機ないにおける人命を脅かし又は航空機の安全を損なってはならない」



武器の使用(use of weapons)は禁止
しかし武力行使(use of force)は？



要撃の際、人命を脅かさない限度での実力の行使は必ずしも禁止されていない

※3条の2は、国連憲章上の国家の権利義務を修正するものではない

9.11事件(同時多発テロ)のような民間航空機を使ったテロ攻撃に対し、
自衛目的で例外的な措置を取ることも否定されない

→**防衛識別圏**の設定を有効とする国が増加(米国、カナダ、英国、フランス、日本、中国、韓国など)

7. 領空侵犯と防空識別圏

② 防空識別圏

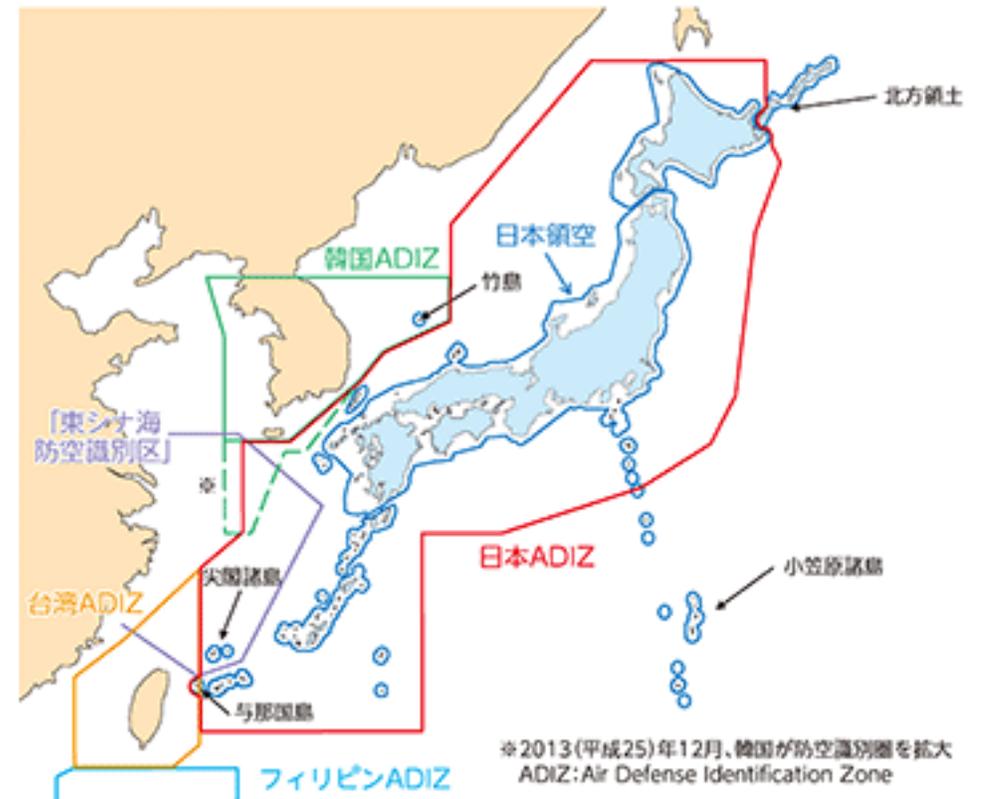
領空の外側の空域に**防空識別圏 (Air Defense Identification Zone: ADIZ)**を設定し、その侵入する航空機に対して、飛行位置や飛行計画などの報告を求めている国がある。

- 日本はADIZを元防衛庁長官「**防空識別圏における飛行要領に関する訓令**」(防衛庁訓令第36号、1969年)により設定
- 航空機の高速化がはらむ安全保障上の脅威に対して領空侵犯への対処を確実にするための措置
- ADIZを飛行する外国航空機に対して、経路・目的地・速度などに関する**情報提供を求め**、通報のない航空機の飛行に対し、**要撃機の緊急発進(スクランブル)**を行う
- **領空の外には主権は及ばない**ため、通報の強制や実力行使を行えば、**公海上空飛行の自由**を侵害する違反行為となる

Q. 東シナ海上空のADIZが日中で重複してる？

A. 2013年、中国は東シナ海にADIZを設定し、違反機に対して防衛的緊急措置をとることを表明。日本は公海上空飛行の自由を侵害する」として措置の撤回を求めている。

わが国及び周辺国の防空識別圏



出典:平成30年版防衛白書

Q. ほかの国はどんなADIZを設定しているか
自分で調べてみよう

END

yuritakaya@gmail.com